クレーン

つり上げ荷重 5 トン未満のクレーンの運転については、クレーン運転特別教育を修了していなければなりなせん。(法第 59 条、規則第 36 条)

天井クレーン、ホイスト式クレーン、クライミングクレーン、テルハ(無制限)等固定されたクレーンの取り扱いができます。

ただし、トラッククレーン等の不特定の場所に移動できるクレーンの取り扱いはできません。

講習科目と時間数

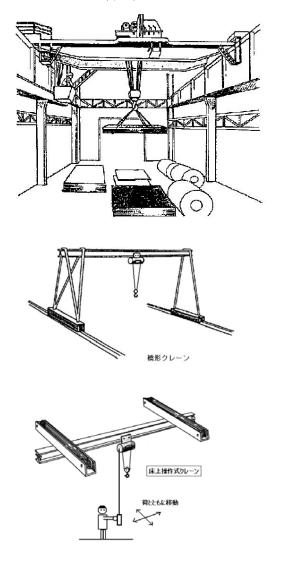
# THE CARA		
講 習 科 目	時間数	合計
クレーンに関する知識	3	
原動機および電気に関する知識	3	
クレーンの運転のために必要な力学に関する知識	2	1.0
関係法令	1	1 3
クレーンの運転 (実技)	3	
クレーンの運転のための合図 (実技)	1	
講習終了後に簡単な確認テストを行います。		

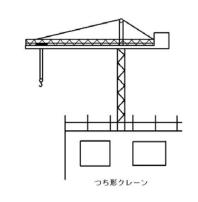
<u>クレーン</u>:動力を用いて荷をつり上げ、これを水平に運搬することを目的とする機械装置のうち、移動

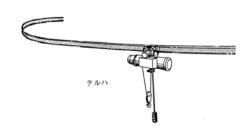
式クレーン及びデリックを除いたもの。

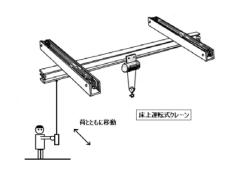
<u>つり上げ荷重</u>: クレーンの構造と材料に応じて負荷させることができる最大の荷重、フック等のつり具の重

量を含む。









≪その他の資格≫

- ◎ クレーン運転士免許:つり上げ荷重5トン以上の運転
- ◎ クレーン運転士限定免許:床上運転式クレーンだけの運転に限る(法第61条、令第20条、規則第69条)
- ◎ 床上操作式クレーン運転技能講習:つり上げ荷重5トン以上の床上操作式の運転に限る

(法第61条、令第20条、別表第18)